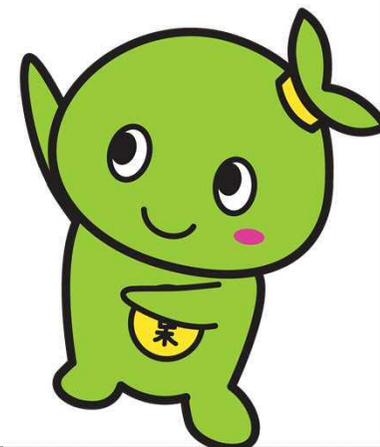


第11回ごみ処理恵庭モデル検討会

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

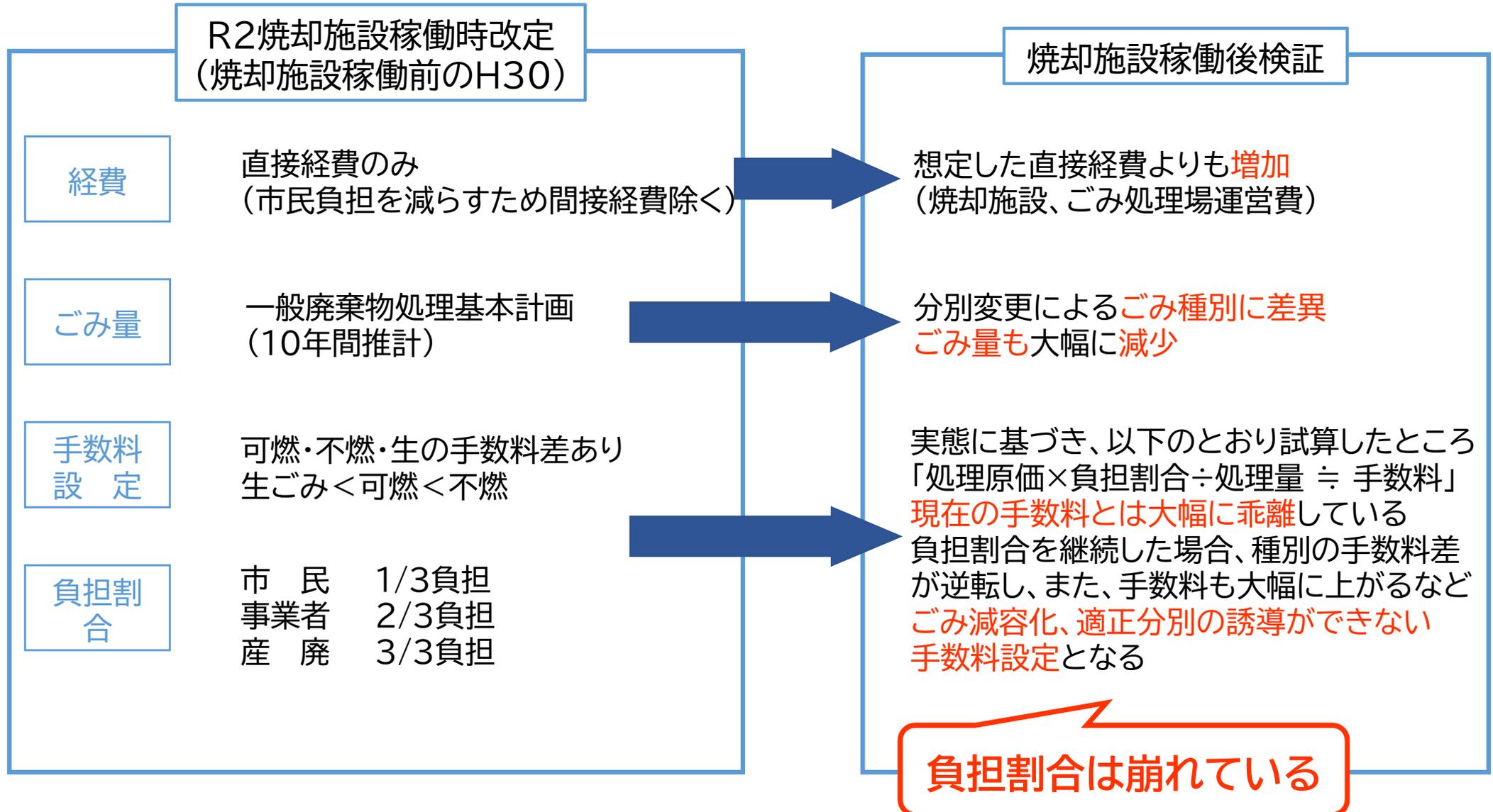
1. ごみ処理手数料の変遷について	P 2	■事業系廃棄物	P 2 5
2. 焼却施設稼働時改定ごみ処理手数料の検証について	P 3	・ごみ処理場への市民の直接搬入について	P 2 5
3. 令和7年度からのごみ処理手数料(案)について	P 5	・処理原価からみる手数料負担割合	P 2 6
■令和7年度からの処理費用応分負担の目的について	P 6	・事業者の受容性(経済性)の考慮について	P 2 8
■家庭系一般廃棄物	P 7	・近隣市における手数料の料金水準の考慮について	P 2 9
・一般廃棄物処理有料化の手引では	P 7	・ごみ減量化、減容化について	P 3 0
・排出抑制効果について	P 8	・手数料検証期間について	P 3 4
・再資源化の促進(資源回収率の向上)	P 9	・事業系廃棄物について	P 3 6
・市民の受容性の考慮について	P 1 0	・令和7年度からのごみ処理手数料(提言書盛り込み案)	P 3 7
・近隣市町村における手数料の料金水準の考慮について	P 1 1		
・資源物は無料か、指定袋の導入か、有料か(市民の受容性の考慮)	P 1 2		
・資源物は無料か、指定袋の導入か、有料か(近隣市の料金水準の考慮)	P 1 3		
・資源物は無料か、指定袋の導入か、有料か	P 1 4		
・粗大ごみについて	P 1 6		
・粗大ごみの手数料について	P 1 7		
・粗大ごみの手数料について(近隣市の料金体系及び水準)	P 1 9		
・ごみ処理場への市民の直接搬入について	P 2 0		
・令和7年度からのごみ処理手数料(提言書盛り込み案)	P 2 4		



ごみ処理手数料の変遷について

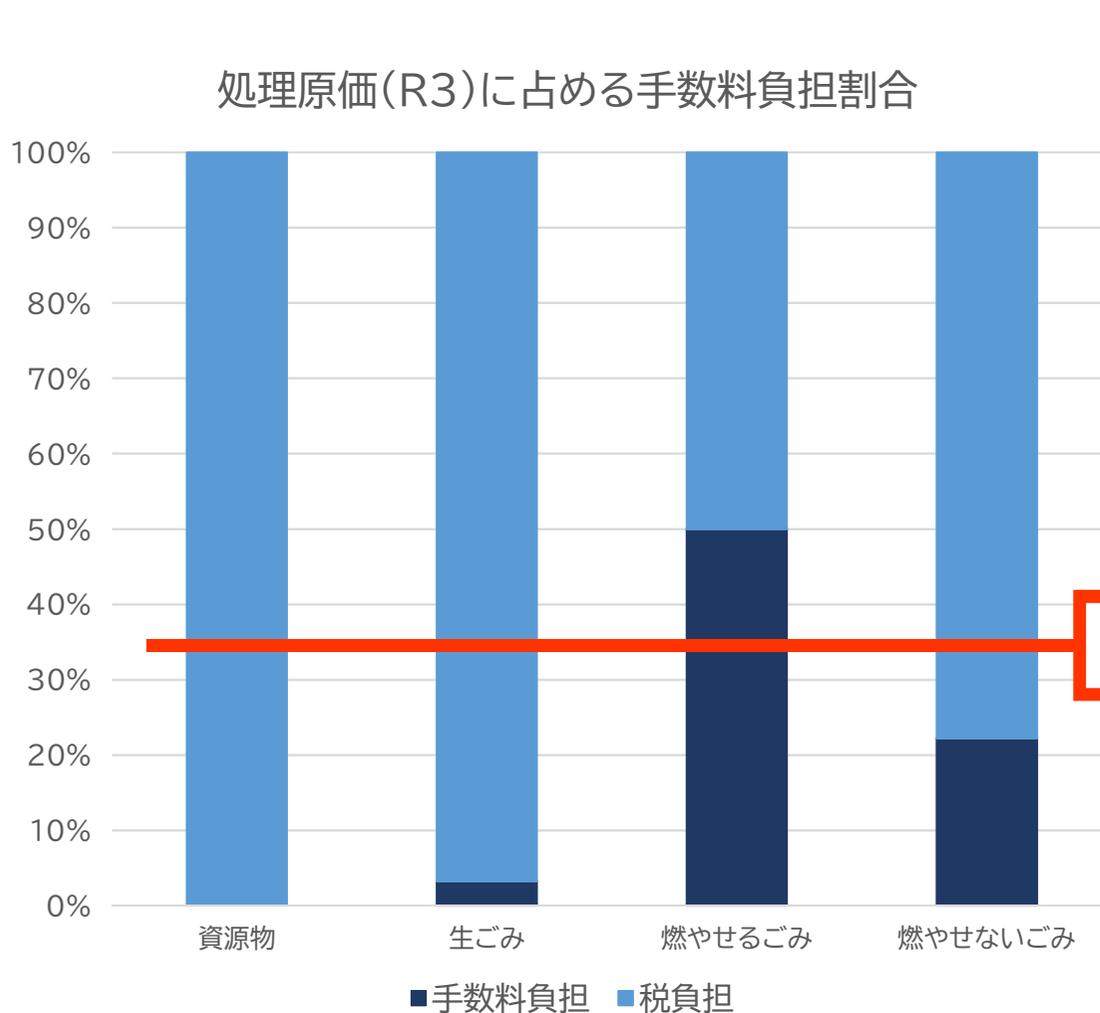
	H22有料化当初 (H20)		R2焼却施設稼働時改定 (焼却施設稼働前のH30)
経費	原価計算方式(間接経費含む) (10年間推計)	変更	直接経費のみ (市民負担を減らすため間接経費除く)
ごみ量	一般廃棄物処理基本計画 (10年間推計)	＝	一般廃棄物処理基本計画 (10年間推計)
手数料 設定	可燃・不燃の手数料差なし 可燃＝不燃 H24～生ごみ＝可燃＝不燃	変更	可燃・不燃・生の手数料差あり 生ごみ＜可燃＜不燃
負担 割合	市民 1/3負担 事業者 2/3負担 産 廃 3/3負担	＝	市民 1/3負担 事業者 2/3負担 産 廃 3/3負担

焼却施設稼働時改定ごみ処理手数料の検証について



焼却施設稼働時改定ごみ処理手数料の検証について

令和2年度手数料改定時の算定方法「処理原価×負担割合÷処理量」の負担割合を踏襲すると…



種別	現行手数料
資源物	0
生ごみ	2
燃やせるごみ	3
燃やせないごみ	4

単位:円/ℓ

1/3負担
0
20
2
6

処理原価に対する負担割合
1/3を継続した場合

(概算)

33%

令和2年度手数料改定時の負担割合を継続すると、ごみ種別の手数料の差が大幅に変わり、ごみ減量化、再資源化の促進、最終処分量の減量には繋がらない。
仮にごみ種別の手数料に差を設けずに40ℓ当たり6kgで試算した場合、家庭系一般廃棄物の処理原価は11.1円/ℓとなる。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

	H22有料化当初 (H20)		R2焼却施設稼働時改定 (焼却施設稼働前のH30)		R7変更案
経費	原価計算方式 (間接経費含む) (10年間推計)	変更	直接経費のみ (市民負担を減らすため 間接経費除く)	変更	原価計算方式 (間接経費含む) (10年間推計)
ごみ量	一般廃棄物処理基本計画 (10年間推計)	=	一般廃棄物処理基本計画 (10年間推計)	変更	実態にあわせ変更 一般廃棄物処理基本計画 (10年間推計)
手数料設定	可燃・不燃の手数料差なし 可燃=不燃 H24~生ごみ=可燃=不燃	変更	可燃・不燃・生の手数料差あり 生ごみ<可燃<不燃	=	可燃・不燃・生の手数料差あり 生ごみ<可燃<不燃
負担割合	市民 1/3負担 事業者 2/3負担 産廃 3/3負担	=	市民 1/3負担 事業者 2/3負担 産廃 3/3負担	変更	負担割合の 考え方の廃止

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

令和7年度からの処理費用応分負担の目的について

- 排出抑制、再資源化の促進(資源回収率の向上)
- 公平性の確保
- 市民や事業者の意識改革
- 施設の延命化
- 環境への負荷軽減
- 廃棄物関連施策などの財源確保

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

一般廃棄物処理有料化の手引きでは

■手数料の料金水準

一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、
周辺市町村における料金水準などを考慮

■家庭系廃棄物

(1)一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進への効果

(2)住民の受容性の考慮

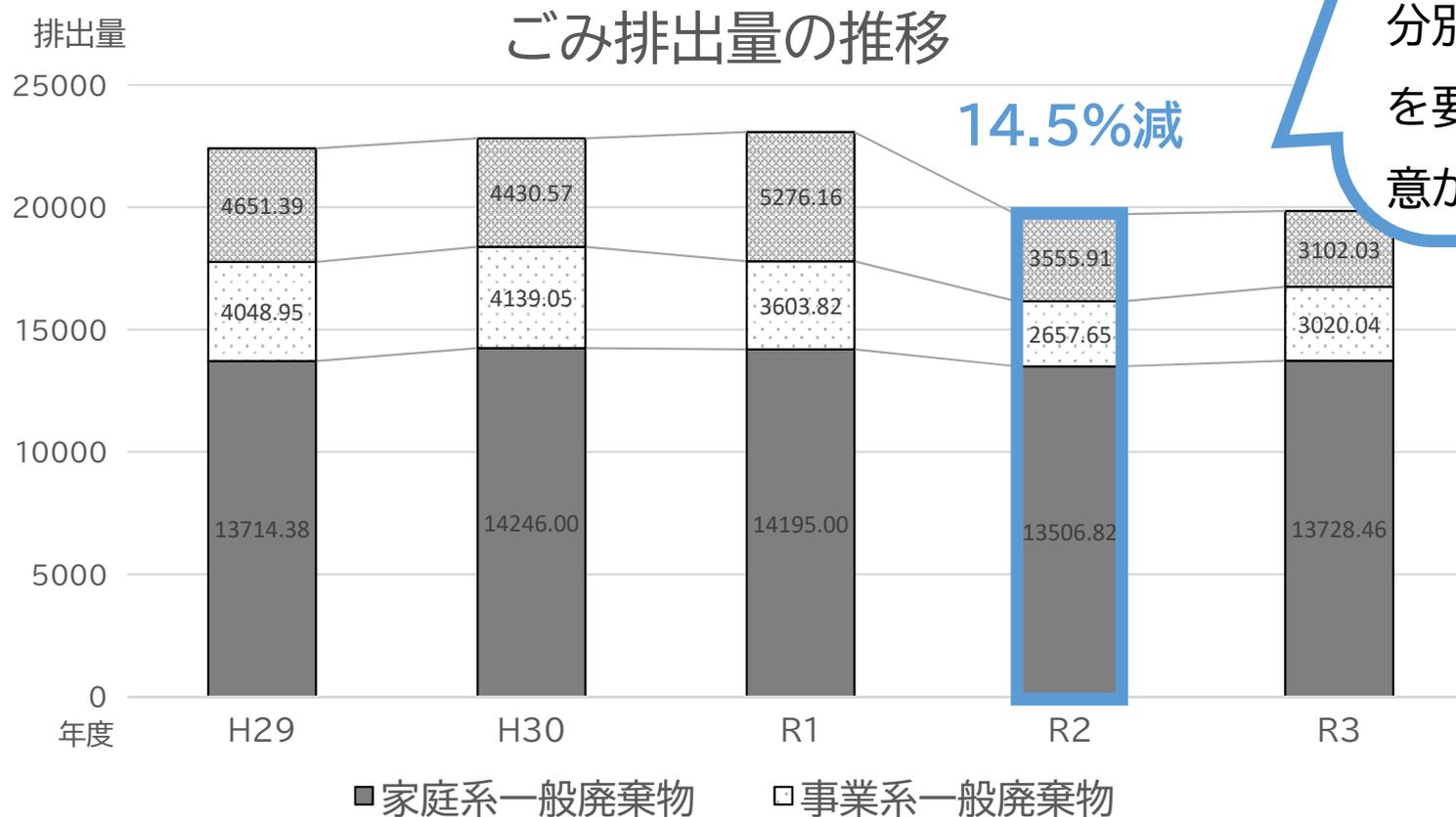
(3)周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

排出抑制効果について

「令和4年度 廃棄物処理の概要」より



ごみ量は14.5%減少。
ただし、手数料の変更(R2)だけではなく、焼却施設の稼働(R2)に伴う分別変更や社会経済活動を要因とした影響にも留意が必要。

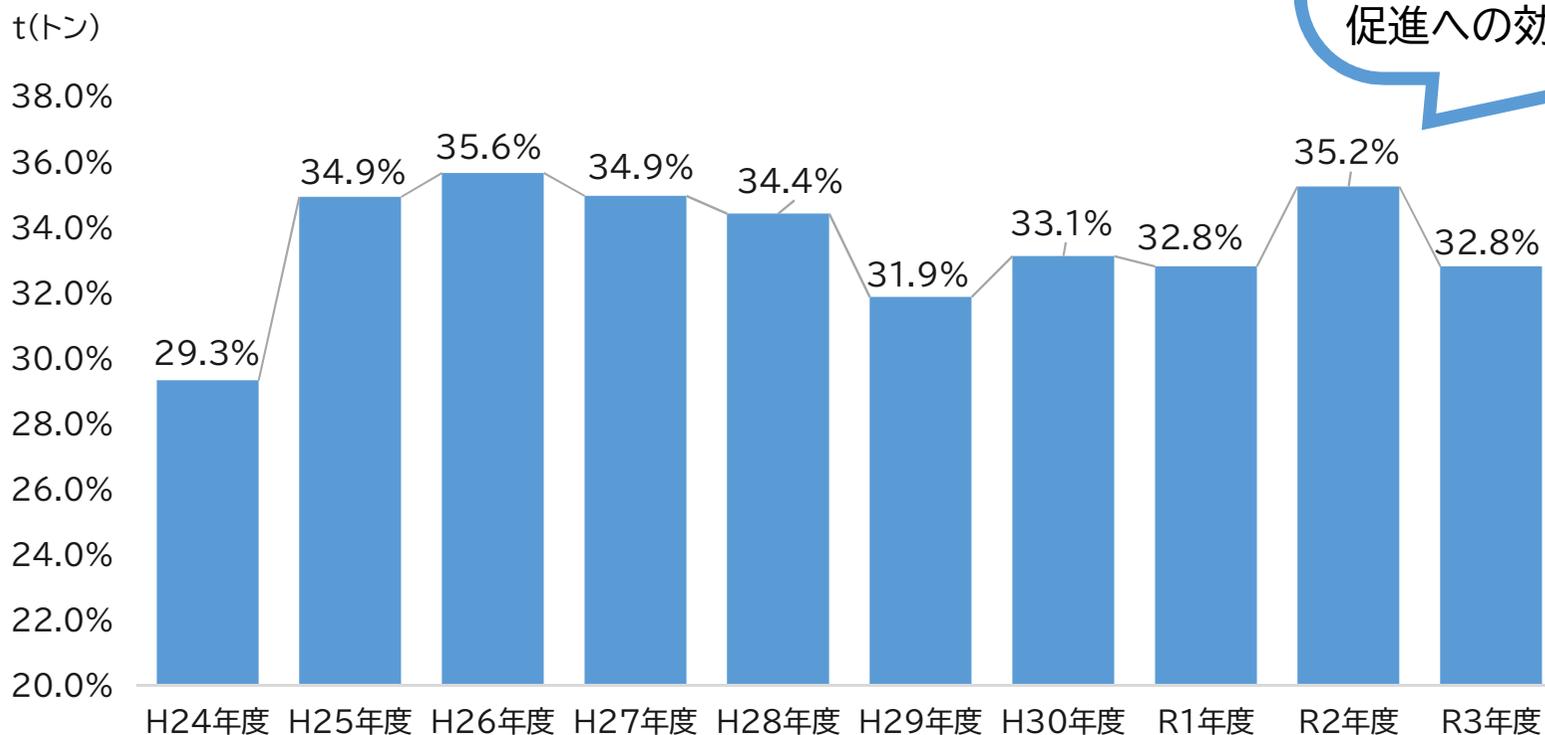
令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

再資源化の促進(資源回収率の向上)

恵庭市のリサイクル率は全道35市で2位(令和2年度実績)。
ごみ種別ごとの手数料の格差「資源(無料)<生ごみ<可燃<不燃」による適正分別や再生利用の促進への効果が発揮されている。

リサイクル率の推移



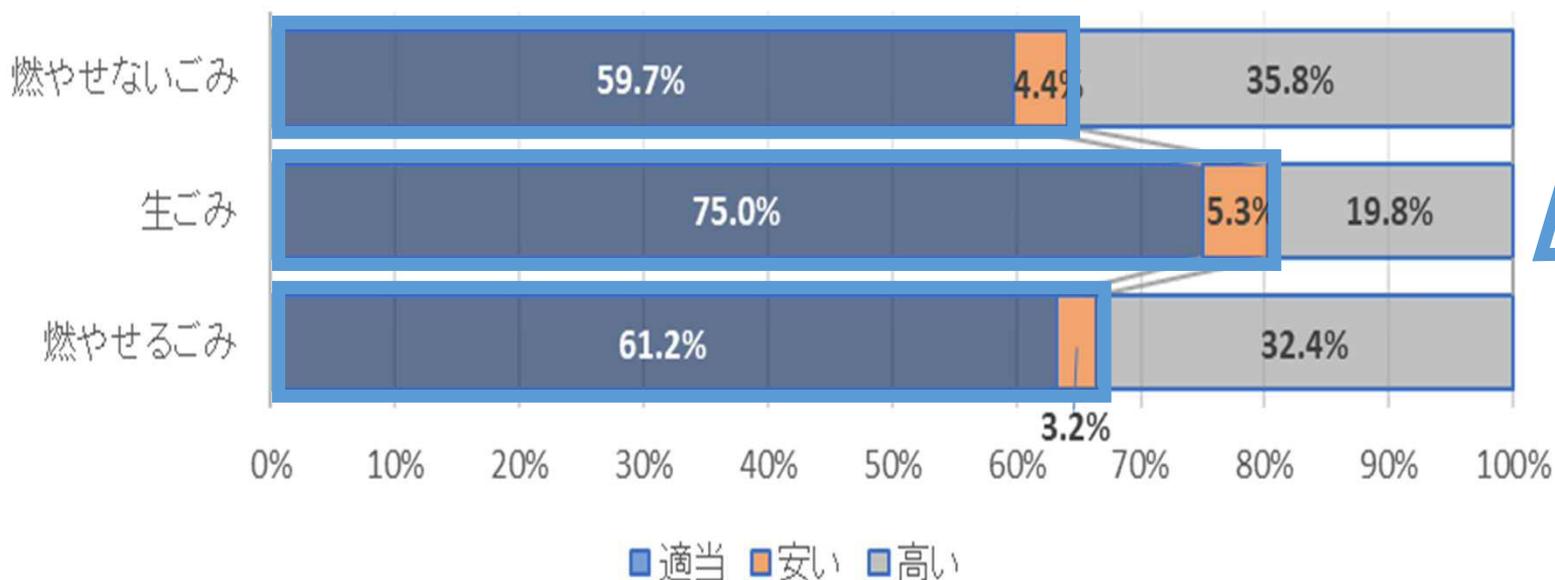
「令和4年度 廃棄物処理の概要」より

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

市民の受容性の考慮について

問2:ごみ袋の手数料について



各区分で現行手数料に「適当」「安い」と回答した市民は約6割以上となっている。

手数料を値上げすると「適当」から「高い」と回答する市民が増えることも想定される。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

近隣市町村における手数料の料金水準の考慮について

		市町村名					
		恵庭市	札幌市	江別市	石狩市	千歳市	北広島市
収集方式		戸別収集	ステーション収集	ステーション収集	戸別収集	ステーション収集	ステーション収集
家庭系	可燃(円/ℓ)	3	2	2	2	2	2 ※3(R6.4.1~)
	不燃(円/ℓ)	4	2	2	2	2	2 ※3(R6.4.1~)
	生ごみ(円/ℓ)	2	分別無	分別無	分別無	分別無	2
	資源物(円/ℓ)	無料	無料	無料	無料	1(プラ容器包装) 4種資源物無料	無料
	粗大ごみ(円)	100~900	200~1,800	250/500/1,000	200~1,300	300	200~1,000 ※120~1,200 (R6.4.1~)
	直搬可燃(円/10kg)	受入不可	200(清掃工場/破碎工場) 130(ごみ資源化工場)	150	80	60	80 ※120(R6.4.1~) ※150(R7.4.1~)
	直搬不燃(円/10kg)	231	200	150	80	60	80 ※120(R6.4.1~) ※150(R7.4.1~)

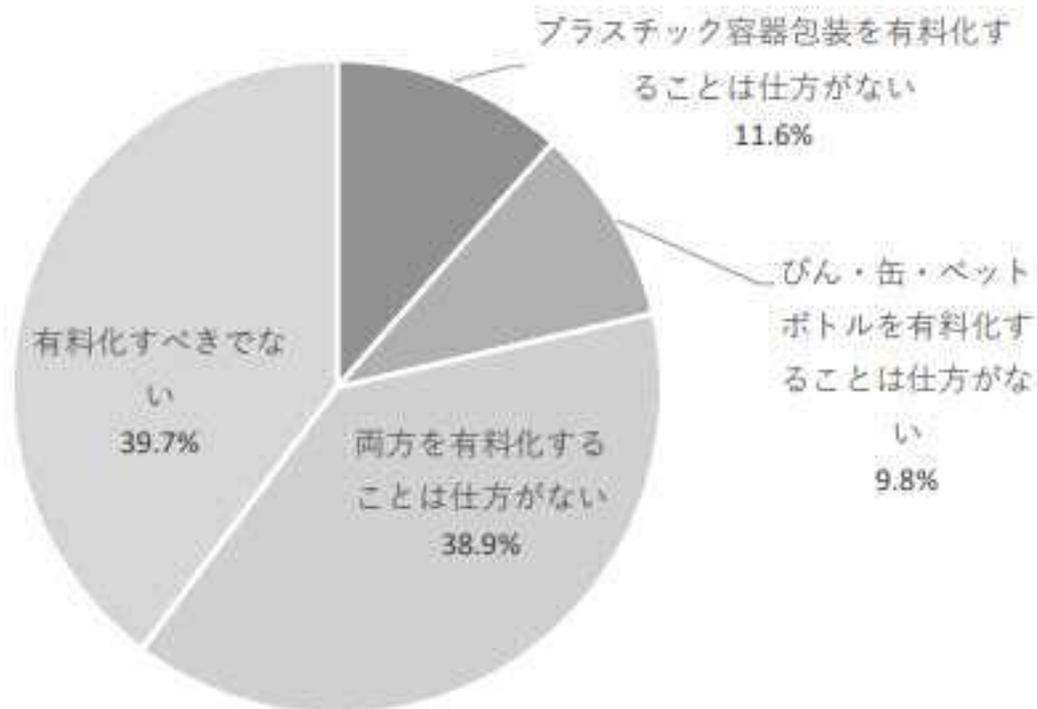
恵庭市のごみ処理手数料は近隣市と比較して高い料金水準となっている。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

資源物は無料か、指定袋の導入か、有料か(市民の受容性の考慮)

問14：資源物の処理の有料化についての考え n=959



資源物の処理の有料化
(1円/ℓ程度)に対して

【プラ容器包装】

受容 … 50.5%
反対 … 49.5%

【びん・缶・ペットボトル】

受容 … 48.7%
反対 … 51.3%

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

資源物は無料か、指定袋の導入か、有料か(近隣市の料金水準の考慮)

		市町村名					
		恵庭市	札幌市	江別市	石狩市	千歳市	北広島市
収集方式		戸別収集	ステーション収集	ステーション収集	戸別収集	ステーション収集	ステーション収集
家庭系	可燃(円/ℓ)	3	2	2	2	2	2 ※3(R6.4.1~)
	不燃(円/ℓ)	4	2	2	2	2	2 ※3(R6.4.1~)
	生ごみ(円/ℓ)	2	分別無	分別無	分別無	分別無	2
	資源物(円/ℓ)	無料	無料	無料	無料	1(プラ容器包装) 4種資源物無料	無料
	粗大ごみ(円)	100~900	200~1,800	250/500/1,000	200~1,300	300	200~1,000 ※120~1,200 (R6.4.1~)
	直搬可燃(円/10kg)	受入不可	200(清掃工場/破砕工場) 130(ごみ資源化工場)	150	80	60	80 ※120(R6.4.1~) ※150(R7.4.1~)
	直搬不燃(円/10kg)	231	200	150	80	60	80 ※120(R6.4.1~) ※150(R7.4.1~)

千歳市のプラ容器包装のみ有料
他市は全て無料

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

資源物は無料か、指定袋の導入か、有料か

【指定袋の導入】

市が指定する袋を事業者が自由に製造・販売する。市に手数料収入がなく、袋製造費・配送保管費・販売店への取扱手数料の支払いもない。なお、指定袋の販売単価は事業者が市場原理に基づき設定する。

【影響】

○市民に負担感が生じる可能性

- 指定袋の購入代金を手数料として負担していると感じる可能性がある。
また、販売単価は販売店で異なる。

○収集、中間処理の作業性の向上

- 中身が見えやすい、袋の大きさが統一される。
- 破袋しやすい素材や環境に配慮した原料の設定が可能である。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

資源物は無料か、指定袋の導入か、有料か

仮に資源物を有料化(1円/ℓ)すると…

【影響】

○市の概算収支 + 24百万円 (歳入 + 約54百万円 / 歳出 + 約30百万円)

○市民負担の増加

→ 1円/ℓの新たな負担が生じるため経済的負担感は強い。

○適正分別や再資源化を促進するインセンティブの低下

→ 有料化となること、燃やせるごみとの手数料の差が縮まることで、分別・洗浄・乾燥の手間に対する感情(煩わしさ)の芽生え

→ 「プラ容器包装」「びん・缶・ペットボトル」をそれぞれの有料指定袋に分別して排出することに対する経済的負担感の強まりから、少量であれば混合してしまうなど分別意識の低下の恐れ

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

粗大ごみについて

提言書(案)P19抜粋

考え方

粗大ごみの収集について、現状のコールセンター方式と不燃ごみと併せて回収する方法を比較・検討し議論を重ねてきました。それぞれメリット・デメリットがありますが、現状のコールセンター方式をベースとして、申込受付時間や受付窓口の拡充などの課題解決に取り組みながら、運用すべきと考えます。



コールセンター方式による課題を解決しつつ継続

【コールセンターの課題】

- ・電話連絡の煩わしさ
- ・受付時間の制約(平日9時～17時)

【課題の解決策(案)】

- ・インターネットを活用してスマホやパソコンで申し込める体制の検討(365日24時間受付)
例)アプリやAIチャットボット、マイナポータルなど

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

粗大ごみの手数料について

現在の手数料は「各品目の重量×直接搬入手数料」に基づき設定

各品目の重量×231円/10kg÷100円～900円で4分類

現在の
手数料

100円	3品目
200円	44品目
400円	33品目
900円	8品目

燃やせないごみの処理原価(R2～R11平均)は760円/10kg。
処理原価は現在の手数料の約3.3倍(760円÷231円÷3.3)
であるため、現在の手数料を単純に3.3倍すると
手数料は300円～2,900円となる。(百円未満切捨て)

【想定される影響】

- ・市民負担が増大する ⇔ 市の歳入が増加する
- ・経済的負担から品目によって排出困難となる恐れがある
- ・ごみ処理券の種類(100円券・400円券)が増えるとコストが増加する
- ・ごみ処理場への直接搬入が増加する

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

粗大ごみの手数料について

仮に粗大ごみの手数料を単価統一すると・・・

R3申込実績

100円	3品目	2,062件	7.8%
200円	44品目	20,332件	76.9%
400円	33品目	3,949件	14.9%
900円	8品目	84件	0.3%

令和3年度ベースで市の歳入を確保できる手数料にすると225円となる。仮に一律単価を225円とした場合、令和3年度申込実績では約85%で負担が増える。

【想定される影響】

- ・市民負担感が強い(R3申込実績 値上がり:約85%/値下がり:約15%)
- ・ごみ処理券の種類が減るが、新たに225円券が必要となる
- ・ごみ処理券の還付(100円券・400円券)が必要となる
- ・手数料の案内は不要となるが、コールセンターは廃止できない(日時の調整や分別、大きさの確認が必要)

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

粗大ごみの手数料について(近隣市の料金体系及び水準)

		市町村名					
		恵庭市	札幌市	江別市	石狩市	千歳市	北広島市
収集方式		戸別収集	ステーション収集	ステーション収集	戸別収集	ステーション収集	ステーション収集
家庭系	可燃(円/ℓ)	3	2	2	2	2	2 ※3(R6.4.1~)
	不燃(円/ℓ)	4	2	2	2	2	2 ※3(R6.4.1~)
	生ごみ(円/ℓ)	2	分別無	分別無	分別無	分別無	2
	資源物(円/ℓ)	無料	無料	無料	無料	1(プラ容器包装) 4種資源物無料	無料
	粗大ごみ(円)	100~900	200~1,800	250/500/1,000	200~1,300	300	200~1,000 ※120~1,200 (R6.4.1~)
	直搬可燃(円/10kg)	受入不可	200(清掃工場/破碎工場) 130(ごみ資源化工場)	150	80	60	80 ※120(R6.4.1~) ※150(R7.4.1~)
直搬不燃(円/10kg)	231	200	150	80	60	80 ※120(R6.4.1~) ※150(R7.4.1~)	

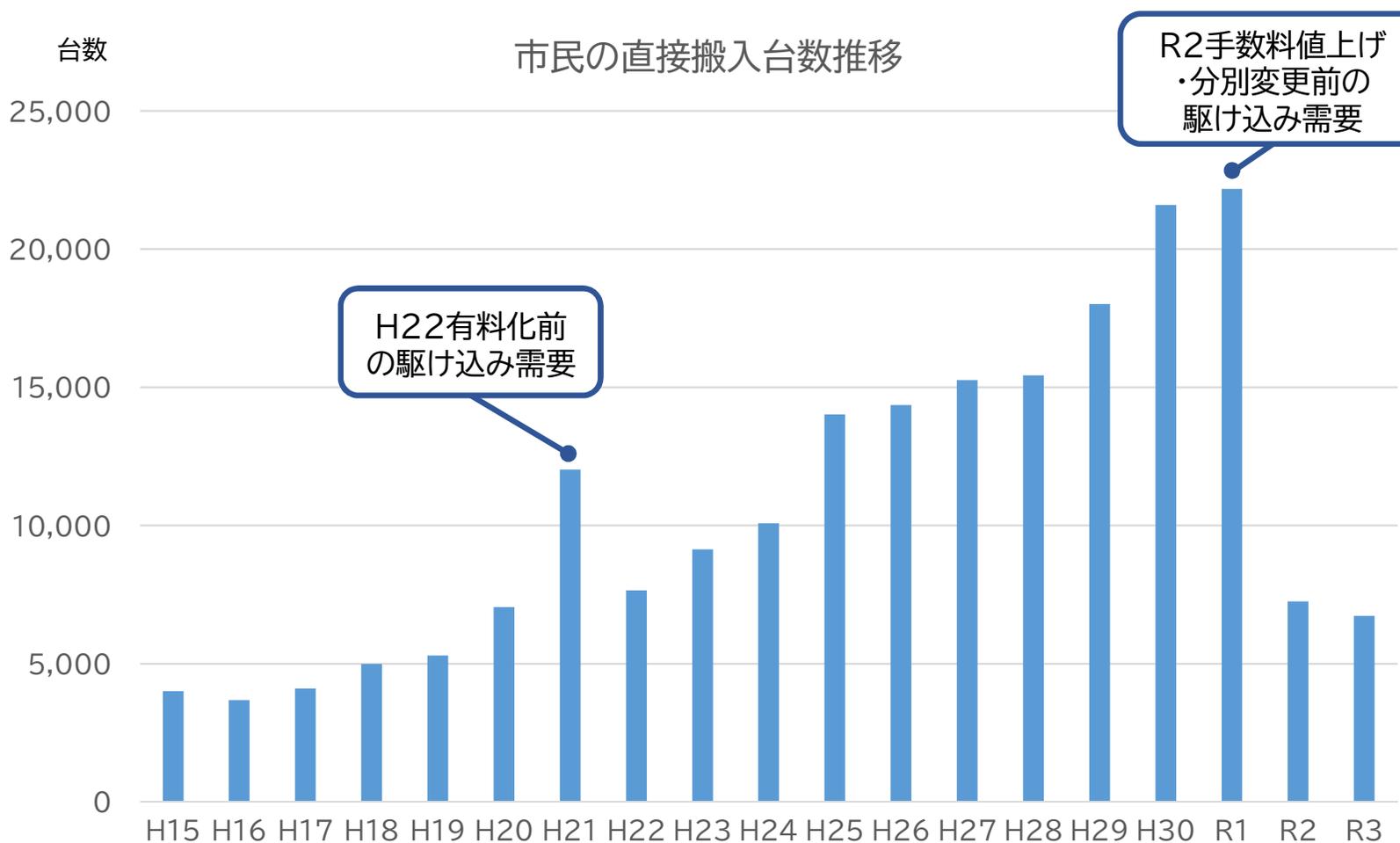
【料金体系】
千歳市は一律単価
他市は品目ごとの
設定。

【料金水準】
品目ごとの手数料
設定のため単純比
較はできないが、
恵庭市の手数料は
100円~900円
で近隣市の中では
比較的安価である
ものの、それほど
差はないと思われ
る。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

ごみの処理場への市民の直接搬入について



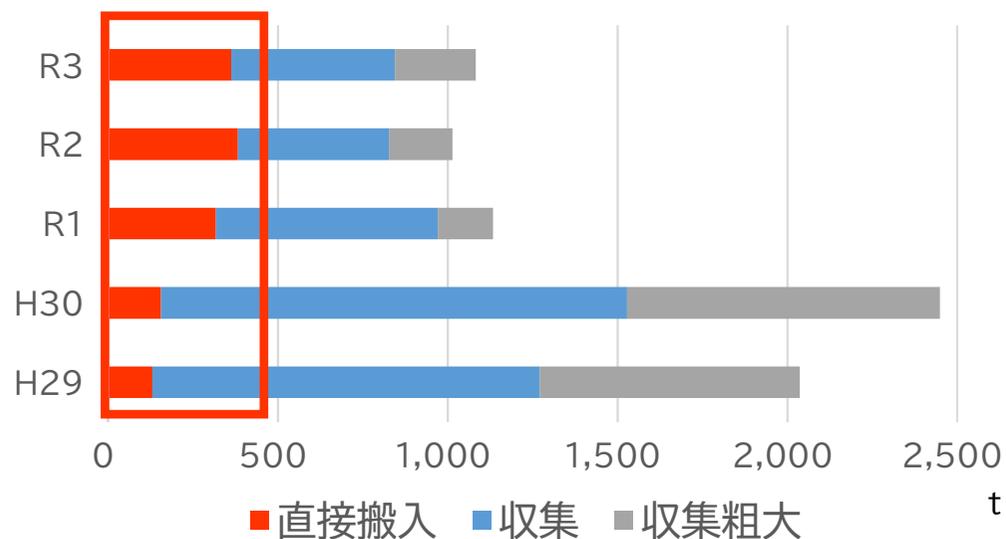
ごみ処理場への市民の直接搬入台数は、R2年度の焼却施設稼働に伴う分別変更(「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」へ大幅変更)と手数料の値上げによるR元年度の駆け込み需要後、大幅に減少したものの、H22有料化以前の水準を超えている状況となっている。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

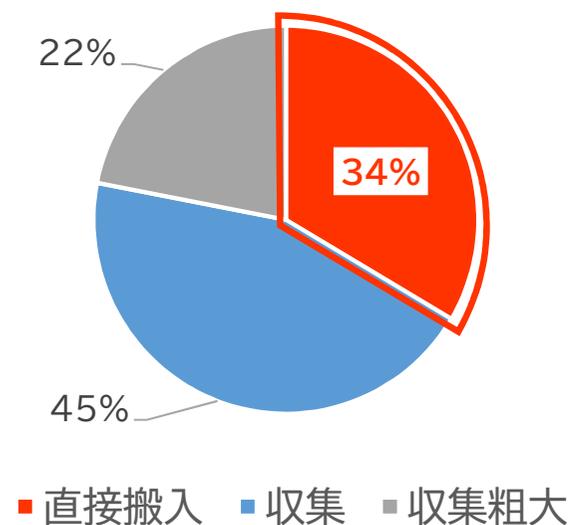
家庭系一般廃棄物

ごみの処理場への市民の直接搬入について

燃やせないごみ(家庭系)処理量



燃やせないごみ(家庭系)内訳(R3)



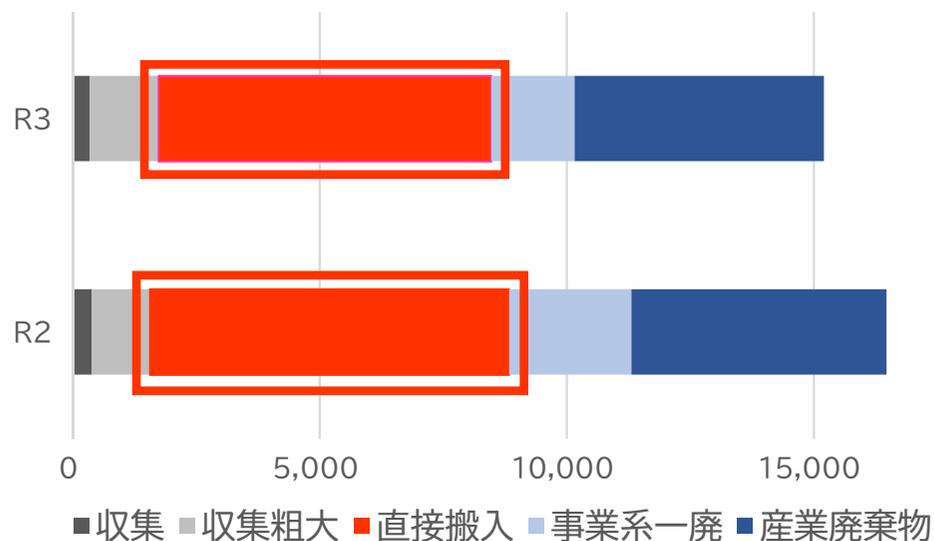
燃やせないごみ(家庭系)の処理量は分別変更もあり大幅に減少しているが、直接搬入量は増加傾向となっており、R3年度では約3分の1が直接搬入となっている。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

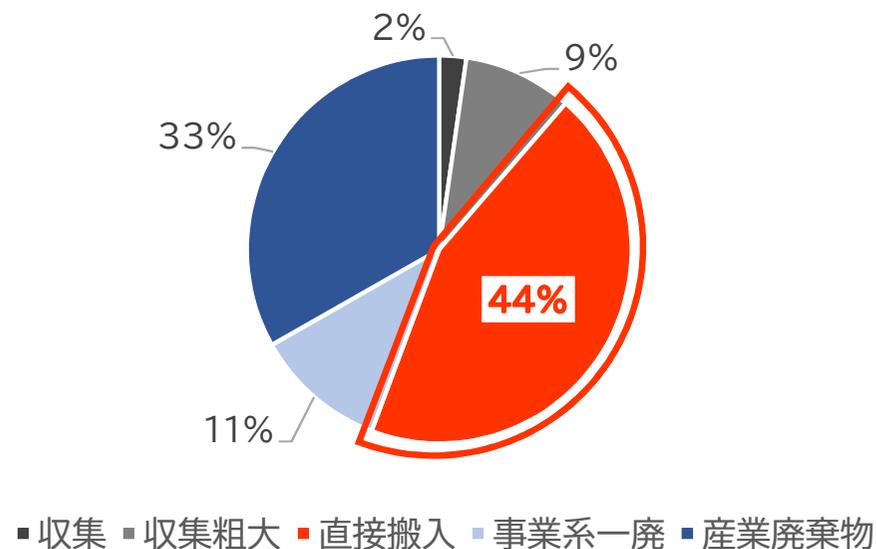
家庭系一般廃棄物

ごみの処理場への市民の直接搬入について

ごみ処理場 搬入台数



ごみ処理場 搬入台数内訳(R3)



収集車や事業者なども含めたごみ処理場への全搬入台数15,000台~16,000台の内、4割強(令和3年度: 6,735台)が市民の直接搬入となっている。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

家庭系一般廃棄物

ごみの処理場への市民の直接搬入について

市民の直接搬入は

- ・事業者よりも**受付**(受付表の記入や身分証明書の提示が必要)や**誘導**(不慣れ)に**時間を要する**
- ・不慣れな市民も多く、場内での事故や廃棄物の投入時に**危険性**もある
⇒**ごみ処理場作業員の配置が必要**(コストが掛かる)

市民が直接搬入する想定理由

- ・粗大ごみとして収集されないものの処分
- ・不燃収集日まで待つことができない(すぐに捨てたい)
- ・粗大ごみコールセンターに連絡するのが煩わしい
- ・粗大ごみコールセンターに連絡することができない(①営業時間内 ②よくわからない)
- ・「粗大ごみ」または「指定袋」で排出するよりも安いと勘違い

直接搬入を減らすことで、ごみ処理場作業員の受付や誘導に係る作業時間を減らせるなど、ごみ処理場運営管理費の削減に繋がる

重要な課題

コールセンター方式の課題解決(24時間受付)や申込方法の周知徹底により粗大ごみ収集へ誘導

令和7年度からのごみ処理手数料(提言書盛り込み案)

家庭系一般廃棄物

- 排出抑制効果が期待され、市民が概ね受容でき、近隣市の手数料の料金水準との均衡性が図られるようにすること
- 適正分別、再資源化を促進できるように、引き続きごみ種別で手数料の差を設けること
- 資源物は、適正分別や再資源化の促進へのインセンティブを維持できるように無料とし、更にはゼロカーボンを推進できるようにリサイクル市場の情報収集や再商品化ルートの開拓、確保に努めること
- 粗大ごみはコールセンター方式を継続するため、課題を解決するよう工夫するとともに、市民の利便性向上について検討すること
- 市民の直接搬入台数を抑えるなど将来的なごみ処理場運営管理費の削減も考慮できるように工夫すること

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

事業系廃棄物

☞ ごみの処理場への市民の直接搬入について

手数料の料金水準

一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、
周辺市町村における料金水準などを考慮

事業系一般廃棄物

(1)処理原価相当の料金徴収

(2)地域における資源化施設等における料金水準の考慮

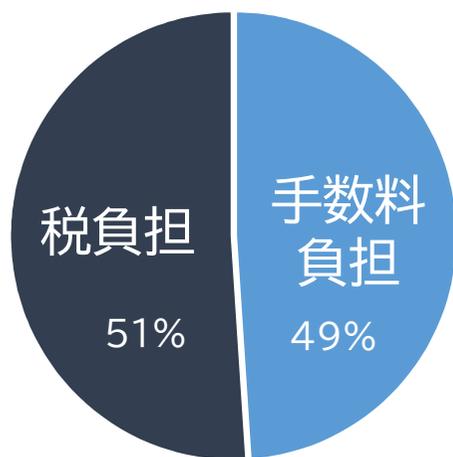
令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

事業系廃棄物

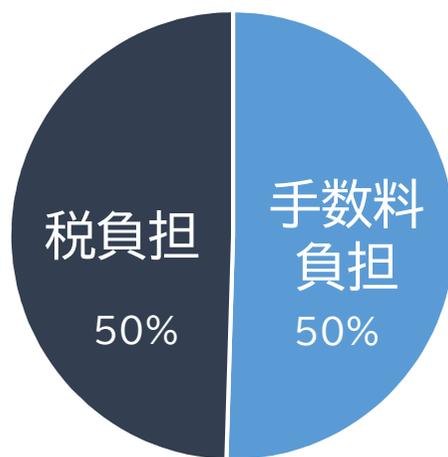
処理原価からみる手数料負担割合

事業系一般廃棄物(R3処理原価)

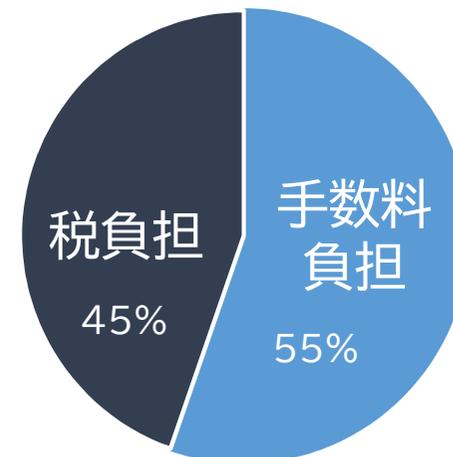
生ごみ



燃やせるごみ



燃やせないごみ



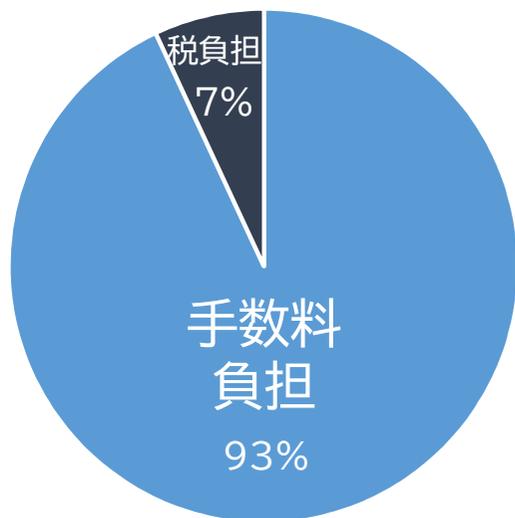
令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

事業系廃棄物

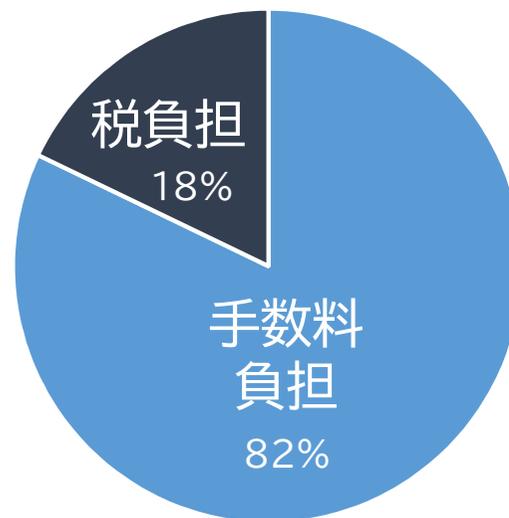
処理原価からみる手数料負担割合

産業廃棄物(R3処理原価)

燃やせるごみ



燃やせないごみ

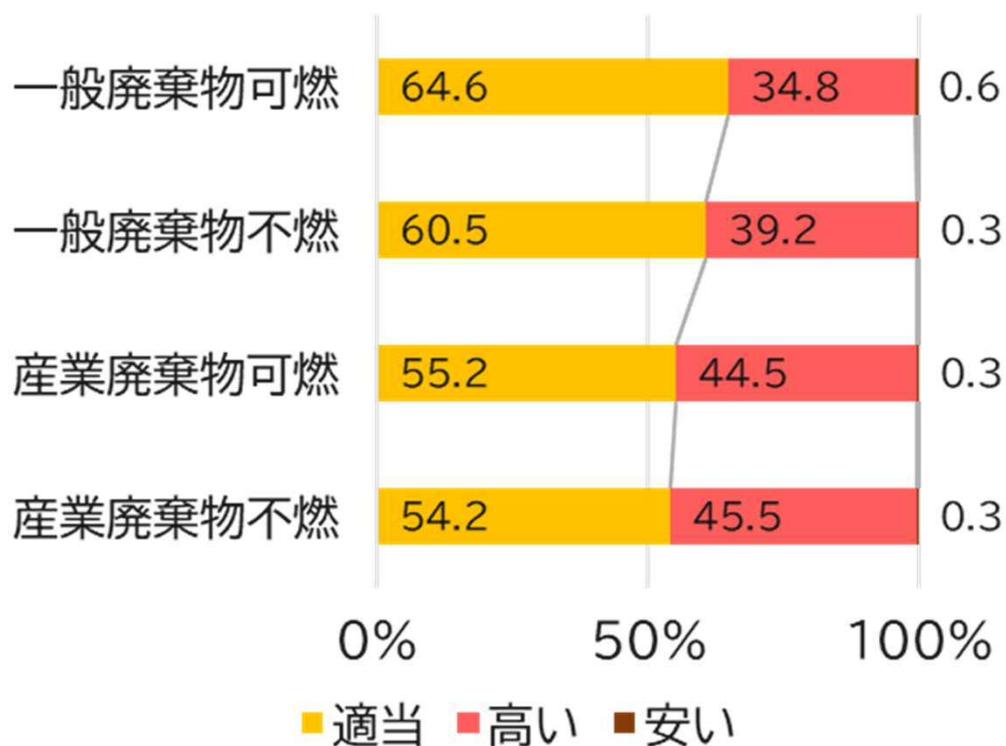


令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

事業系廃棄物

事業者の受容性(経済性)の考慮について

現状(R4~)の料金設定について
(事業系廃棄物排出者へのアンケート)



【事業系一般廃棄物】

約6割が適当と回答。手数料の値上がりにより高いと回答する事業者と逆転する可能性もある。

【産業廃棄物】

約55%が適当と回答。手数料の値上がりにより高いと回答する事業者と逆転する可能性もある。
また、近隣の産業廃棄物処理業者は市の手数料を参考に柔軟に料金設定が可能であるため、比較対象とすることが難しい。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

事業系廃棄物

近隣市における手数料の料金水準の考慮について

		市町村名					
		恵庭市	札幌市	江別市	石狩市	千歳市	北広島市
事業系	一廃可燃(円/10kg)	217	200	200	120	180	118 ※170(R6.4.1~) ※240(可燃)/ 280(不燃)/ 200(埋立) (R7.4.1~)
	一廃不燃(円/10kg)	343					86 ※110(R6.4.1~) ※130(R7.4.1~)
	一廃生ごみ(円/10kg)	93	90	118 ※170(R6.4.1~)			
	一廃資源物(円/10kg)	114			237 ※350(R6.4.1~) ※414(R7.4.1~)		
	産廃可燃(円/10kg)	400	201.3	受入不可	受入不可	251.4	237 ※350(R6.4.1~) ※414(R7.4.1~)
	産廃不燃(円/10kg)	509	200(廃石綿以外) 360(廃石綿)	受入不可	受入不可	250	237 ※350(R6.4.1~) ※414(R7.4.1~)

恵庭市のごみ処理手数料は近隣市と比較して高い料金水準となっている。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

事業系廃棄物

ごみ減量化、減容化について

令和3年度

焼却施設処理量 12,745.22t

焼却灰 2,082.27t

焼却残渣率
16.3%

※焼却灰には加水分や薬剤添加分を含む。

(単純計算した場合)

重量ベースで約83.7%の減少

焼却物よりも一般的に灰の方が密度が高いため、容量ベースでは更なる減容化が図られている

生ごみ処理施設処理量 3,289.11t

生ごみ残渣 501.52t

焼却灰 81.75t

生ごみ処理施設処理量 3,289.11t

焼却灰 536.12t

生ごみを分別せずに、焼却施設で全量処理した場合、新たに約454tの焼却灰が生じる

焼却施設稼働に伴い、減容化が図られ、ごみ処理場への搬入量が大幅に減少した。また、焼却施設への搬入量を抑えることで焼却灰も減らすことができる。

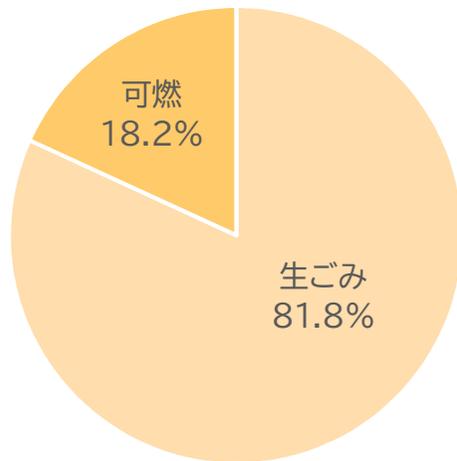
令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

事業系廃棄物

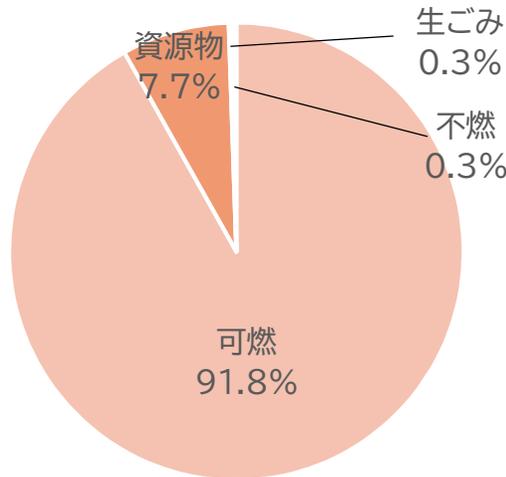
ごみ減量化、減容化について

令和4年度恵庭市ごみ組成調査(速報) 「第10回ごみ処理恵庭モデル検討会 資料4-1」より

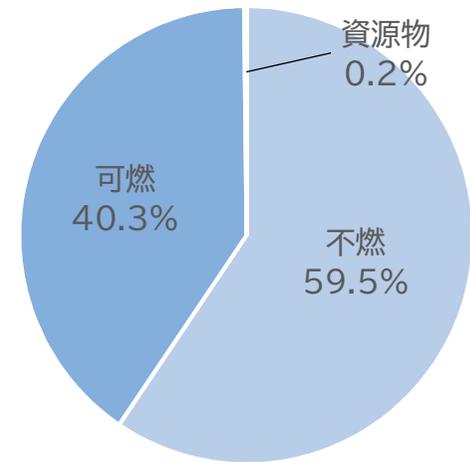
事業系一般廃棄物(生ごみ)



事業系一般廃棄物(可燃)



事業系一般廃棄物(不燃)



各区分の比率に基づき令和3年度実績に置き換えると

事業系一般廃棄物(生ごみ)

合計 1,257t
生ごみ 1,028t
可燃 229t

適正分別、再資源化の促進により更なるごみの減量化、減容化が可能

事業系一般廃棄物(可燃)

合計 1,393t
可燃 1,278t
資源物 107t
生ごみ 4t
不燃 4t

事業系一般廃棄物(不燃)

合計 126t
不燃 75t
可燃 51t

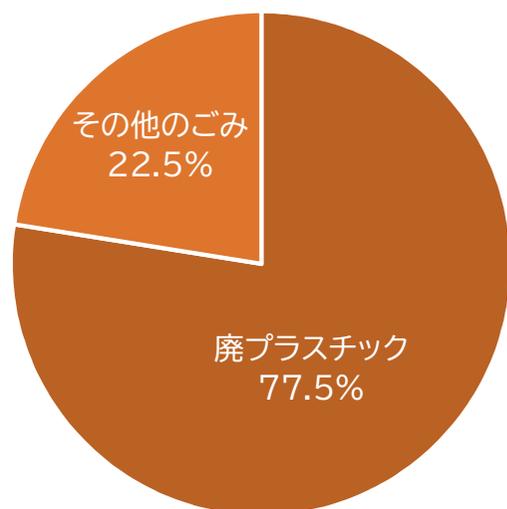
令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

事業系廃棄物

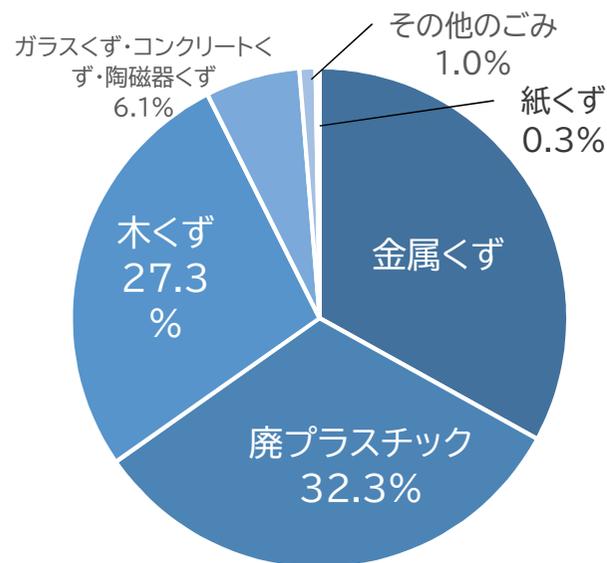
ごみ減量化、減容化について

令和4年度恵庭市ごみ組成調査(速報) 「第10回ごみ処理恵庭モデル検討会 資料4-1」より

産業廃棄物(可燃)



産業廃棄物(不燃)



受入基準を満たさないもの(大きさ)があるので、一概には言えないが、ごみ減量化、減容化を図るため、事業系廃棄物についても再資源化への誘導、適正分別となる取り進めが必要である。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

事業系廃棄物

ごみ減量化、減容化について

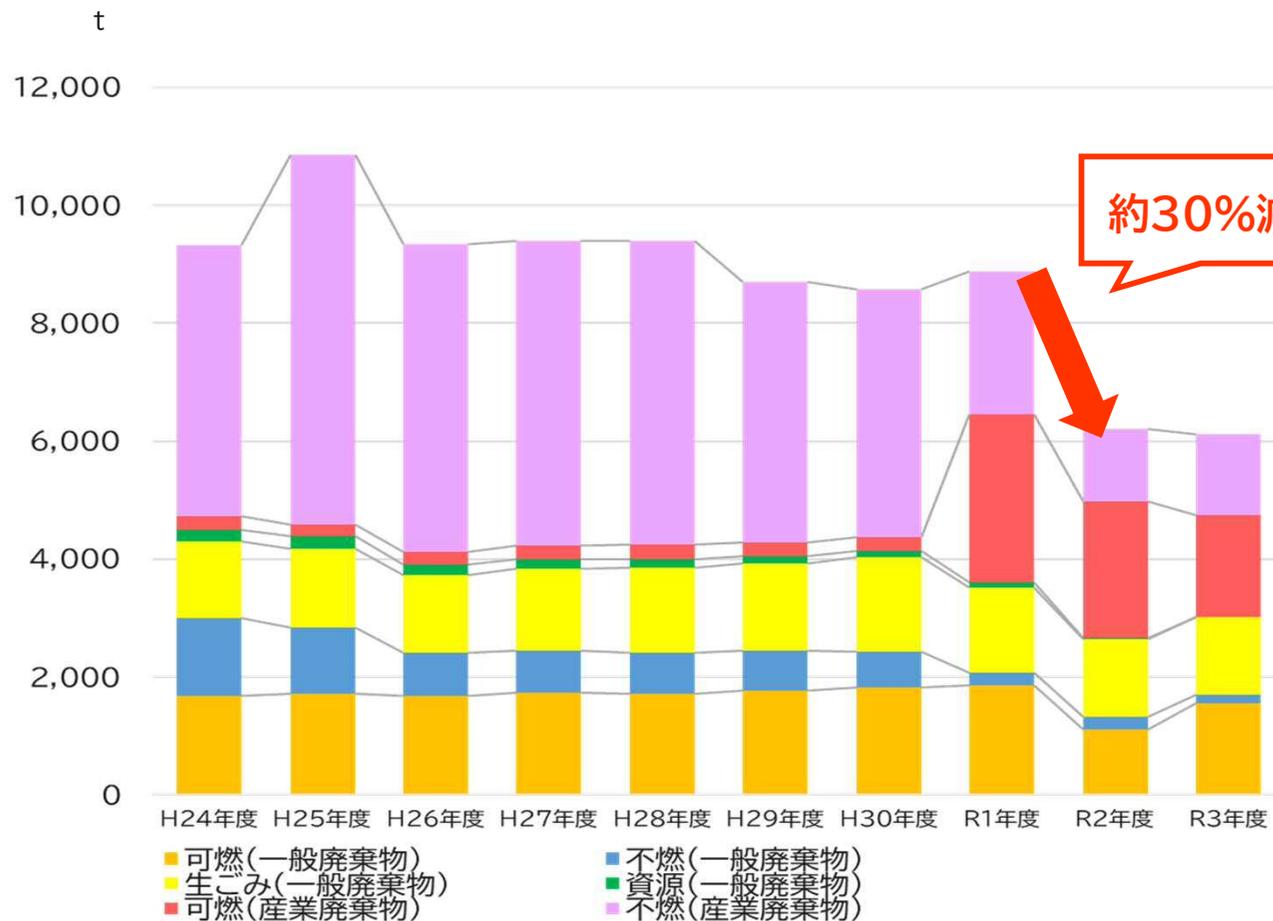
【ごみ減量化・減容化への取組み】

- ごみの減量化、減容化が図られるようなごみ種別の手数料の差が引き続き必要
⇒ 「資源物」「生ごみ」 < 「燃やせるごみ」 < 「燃やせないごみ」
- 再資源化先の情報収集や確保に努めるとともに、より適正分別が図られるよう事業系廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの手引き(令和4年度版:配布資料3-3)での情報提供や見やすさなど内容充実に努める。
- 事業経営者や従業員の多くは市民でもあることから、改めて分別意識の啓発や知識の向上を図るため、事業者向け分別講習会などの取組みを実施する。
- 収集運搬許可業者へ委託しているなど「産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書」の未契約業者に対する実態把握に努め、上記手引きに関する情報提供を行う。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

事業系廃棄物

手数料検証期間について



ごみ量は約30%減少。

ただし、手数料の変更(R2)に加え、焼却施設の稼働(R2)に伴う分別変更や社会経済活動を要因とした影響も想定される。

社会経済活動の動向は変動が大きいため増減予測が困難。

令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

事業系廃棄物

手数料検証期間について

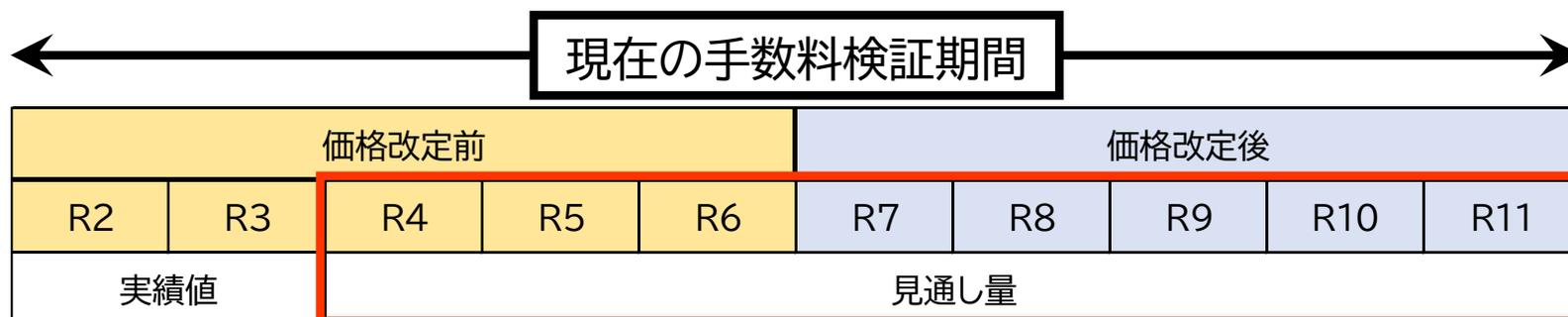
「処理経費 ÷ 処理量 = 処理原価」では、**処理量が下がると処理原価は上がる**。

「1000円 ÷ 100kg = 10円/kg」

「1000円 ÷ 120kg = 8.3円/kg」

仮に処理量が20%増加すると

近年の**ごみ処理量の減少**は手数料の変更に加え、**社会経済活動を要因とした影響も想定**され、今後、社会経済活動が回復、活発化して、**ごみ量が増えることも想定**される。事業系廃棄物は社会経済活動に排出量が左右されやすい中、R7年度からの手数料をR3年度実績値を基にR11年度まで見通している。近年の社会経済動向を鑑みると**手数料検証期間を柔軟に検討**する必要もある。



令和7年度からのごみ処理手数料(案)について

事業系廃棄物

事業系廃棄物について

R3年度 受入品目及び数量

1. 缶類 約1t
2. 段ボール類 約11t

R5年度 受入品目

1. 缶類
2. 段ボール類
3. ペットボトル(受入再開)
4. びん類(受入再開)

今後についてもリサイクル市場の情報収集やゼロカーボン推進も意識した再商品化ルートの開拓に努めていく。

資源物は入札により
売払単価が決定。
R4は以下のとおり。

【有償品目】

缶類
段ボール類
ペットボトル

【逆有償品目】

びん類

令和5年度からペットボトル及びびん類の受入について市内事業者の要望があり再商品化ルートを新たに確保できたことから受入を再開する。

売払単価は市況により変動するため、現在の手数料114円/10kgを基に収集量と売払収入を鑑みて検討する。

令和7年度からのごみ処理手数料(提言書盛り込み案)

事業系一般廃棄物

- 処理原価から過度な税負担とならないようにすること
- 事業系一般廃棄物は事業者自らが責任をもって処理しなければならないが、その処理責任は市町村にあり、市は一般廃棄物処理実施計画に沿って処理することから、事業者が概ね受容でき、近隣市の手数料の料金水準との均衡性が図られるようにすること
- ごみの減量化、減容化が図られるような取組みを実施するとともに、引き続き、ごみ種別で手数料の差を設けること
- 昨今の経済状況をより反映できるよう手数料検証期間を柔軟に検討すること
- 資源物は、適正分別や再資源化の促進、更にはゼロカーボンを推進できるよう、リサイクル市場の情報収集や再商品化ルートの開拓、確保に努めるとともに、市況も鑑みた手数料設定とすること

令和7年度からのごみ処理手数料(提言書盛り込み案)

産業廃棄物

- 処理原価から過度な税負担とならないようにすること
- 市内の事業者の経済的な負担も考慮した手数料の料金水準とすること
- ごみの減量化、減容化が図られるような取組みを実施するとともに、引き続き、ごみ種別で手数料の差を設けること
- 昨今の経済状況をより反映できるよう手数料検証期間を柔軟に検討すること
- 市内にリサイクルや処理できる施設がなく一般廃棄物と性状の変わらない産業廃棄物の受け入れを継続しつつ、産業廃棄物処理業者の動向を注視すること